

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の充実について

《重点要望項目》

【提案・要望先】 内閣府・経済産業省

～提案・要望事項～

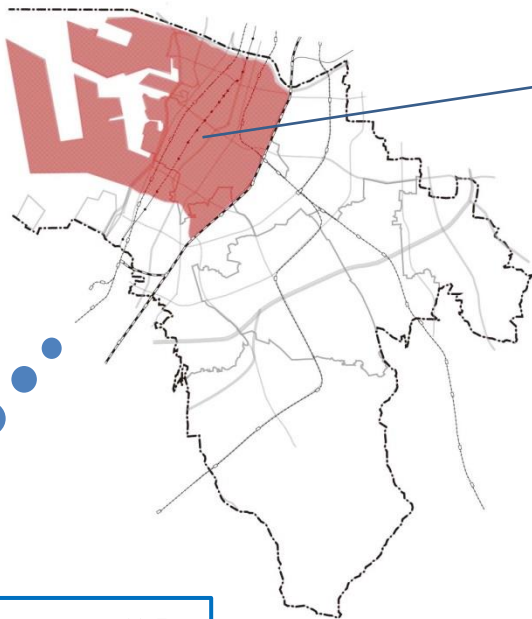
●近畿圏整備法の基準を適用するため、除外されている地域を改めること。

【現状と課題】

○平成27年8月に施行された『地域再生法の一部を改正する法律』により、地方自治体が策定する『地域再生計画』に企業等の地方拠点化に係る事業（本社機能の受入促進策）を位置付けることで、本社機能の移転・新增設を行う事業者に対する税制措置が講じられることになった。

○しかしながら、特例措置の対象地域から本市の一部地域が除外されており、本市の企業立地への影響が極めて大きくなる懸念がある。

◆『地域再生法の一部を改正する法律』において堺市内で対象外となる地域



堺市において除外となる地域
(近畿圏整備法に基づく既成都市区域)
JR 阪和線以西の臨海部や都心地域



堺市の施策＋国の特例措置の活用により

企業投資や雇用促進を図り、
地方創生を推進していくことが必要！
そのために適用除外となっている地域を改めることが必要！

【堺市の施策】

堺市ものづくり投資促進条例の制定をはじめ、雇用の創出や地域産業の維持・拡大を図るため、企業立地促進策を整備

【堺市の施策】 堺市ものづくり投資促進条例、堺市中小企業研究開発機能強化支援補助金など

【本件に関する連絡先】

産業振興局 産業政策課参事 田中 昌吾 (TEL:072-228-7629)
市長公室 企画推進担当課長 金本 貴幸 (TEL:072-228-7480)